

議案第124号

五反田川放水路施設整備工事請負契約の変更について

五反田川放水路施設整備工事請負契約（平成29年3月17日議決、平成30年3月28日市長の専決処分にて契約金額の変更、平成31年3月25日市長の専決処分にて契約金額の変更、令和3年3月29日市長の専決処分にて契約金額及び完成期限の変更、令和3年7月1日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和3年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

4の契約金額「4,746,839,080円」を「5,000,780,680円」に変更する。

## 参考資料

- 1 五反田川放水路施設整備工事請負契約の締結について（平成29年2月13日提出、平成29年3月17日議決）

1	工 事 名	五反田川放水路施設整備工事
2	工 事 場 所	川崎市多摩区生田8丁目、登戸新町地内
3	契約の方法	一般競争入札
4	契約金額	4,322,808,000円
5	完成期限	平成33年3月31日
6	契約の相手方	横浜市中区吉田町65番地 清水・馬淵共同企業体
	代表者	清水建設株式会社
		取締役社長 井上 和幸
	構成員	馬淵建設株式会社
		代表取締役 馬淵 圭雄

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成30年3月28日専決処分、平成30年6月4日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前契約金額	4,322,808,000円
変更後契約金額	4,341,912,120円

- 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成31年3月25日専決処分、令和元年6月10日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 4, 341, 912, 120円

変更後契約金額 4, 391, 783, 280円

- 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和3年3月29日専決処分、令和3年5月31日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 4, 391, 783, 280円

変更後契約金額 4, 746, 839, 080円

変更前完成期限 令和3年3月31日

変更後完成期限 令和3年9月30日

- 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和3年7月1日専決処分、令和3年9月2日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 令和3年9月30日

変更後完成期限 令和4年3月31日

- 6 変更理由

沈砂池上部の頂版コンクリートにひび割れが生じていることが判明し、構造上不安定な一部の撤去作業が増工となることにより増額変更を行うもの。